

兵庫県医師会長  
兵庫県歯科医師会長  
兵庫県病院協会会長  
兵庫県民間病院協会会長  
兵庫県精神科病院協会会長  
兵庫県看護協会会長  
兵庫県助産師会長

様

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金  
(国直接執行補助金)の案内について

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の事について、院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び助産所に対する案内が厚生労働省よりありました。つきましては、貴会会員に周知をいただくようお願いいたします。

【参考：補助金の概要】

1 補助の対象となる医療機関

「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付について」(令和3年10月7日厚生労働省発医政1007第6号)の別添の交付要綱3(1)に定める「院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び助産所」であること。

2 補助基準額(上限額)及び補助対象経費

(1) 補助基準額(上限額)

補助基準額(上限額)は、以下の区分ごとに、それぞれ次に定める額となります。

- ・病院・有床診療所(医科・歯科) 10万円
- ・無床診療所(医科・歯科) 8万円
- ・薬局・訪問看護事業者・助産所 6万円

(2) 補助対象経費

令和3年10月1日から令和3年12月31日までにかかる新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策に要する次の経費です。(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。)

- ・賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

3 申請受付機関 令和3年11月1日(予定)から令和4年1月31日(電子申請)

4 参考 厚生労働省 HP アドレス [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21485.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html)

【補助金の申請方法・内容についての問合せ先】  
厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター  
0120-336-933 (平日9:30~18:00)